

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（法律第一二七号）  
（総務省）

## 1 趣旨

この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めることとした。

（第一条関係）

## 2 定義

一 この法律において、「特定電気通信」とは、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信（公衆によって直接受信されることを目的とするものを除く。）をいうこととした。

（第二条第一号関係）

二 この法律において、「特定電気通信設備」とは、特定電気通信の用に供される電気通信設備をいうこととした。

（第二条第二号関係）

三 この法律において、「特定電気通信役務提供者」とは、特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介

し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をいうこととした。

(第二条第三号関係)

四 この法律において、「発信者」とは、特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置に情報を入力した者をいうこととした。

(第二条第四号関係)

### 3 損害賠償責任の制限

一 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下「関係役務提供者」という。)は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であつて、次のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じないこととした。

(第三条第一項関係)

- (一) 当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。
- (二) 当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であつて、当該特定電気通信による情報の流

通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。

二 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じないこととした。  
(第三条第二項関係)

(一) 当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があつたとき。

(二) 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があつた場合に、当該侵害情報の発信者に対し当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかつたとき。

#### 4 発信者情報の開示請求等

一 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであり、かつ、発信者情報の開示を受けべき正当な理由があるときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報の開示を請求することができるとした。

（第四条第一項関係）

二 開示関係役務提供者は、開示の請求を受けたときは、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならないものとともに、当該開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じないこととした。

（第四条第二項・第四項関係）

#### 5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。